

不登校を抑制する仕掛け —ドイツの事例州における法制度とその運用—

榊原 禎宏

Mechanisms for Preventing School Truancy: The Legal Framework and Its Implementation in a Selected German Federal State

Yoshihiro SAKAKIBARA

Accepted November 5, 2025

抄録：日本では9年間の普通教育という、子に対する保護者の就学義務が法的に定められているにもかかわらず、これが不履行のゆえに生じている不登校があるのではないかと本論文は仮説する。その上で、同様の義務教育制度を採用するドイツの一事例州における法制度と運用の状況を明らかにし、日本の不登校現象とその問題の相対化を試みた。すなわち、ドイツでは子ども・青少年に対する就学義務のほか、成績評価と進級卒業の基準が明示されるとともに実際に運用されており、正当な理由がない学校欠席は、低い成績評価、留年さらに義務教育段階の教育修了資格を得ないまま学校を去ることにつながりかねない。以上から、不登校が制度上は生じないはずの枠組みの下で当たり前のようになっている現在の日本の矛盾を、看過しないことが議論の出発点と導くことができる。

索引語：不登校、義務教育、成績評価、進級卒業、ドイツ

Abstract: This paper examines a contradiction in contemporary Japan, where school absenteeism is widespread despite legal provisions requiring parents to ensure nine years of compulsory education. To relativize this phenomenon, the paper analyzes the legal framework and practices in a German federal state with a similar compulsory education mandate. In Germany, not only is school attendance compulsory, but the criteria for academic assessment, grade promotion, and graduation are clearly defined and strictly enforced. As a result, unjustified school absence can lead to poor grades, grade repetition, and even leaving school without a basic education certificate during the compulsory education phase. From these findings, the paper identifies a critical starting point: the need to recognize and confront the contradiction inherent in Japan's education system, where absenteeism persists despite its formal impossibility under the law.

Key Words: school absenteeism, compulsory education, academic assessment, grade promotion and graduation, Germany

1. 問題—不登校現象と不登校問題

日本では不登校の児童生徒数が継続的に増加、学校に登校させることを目的にした働きかけだけでは意義を見出せないこと、また、多様な子どもの学ぶ権利を保障するには、フリースクールなど学校外の活動も広義の登校と認めるべきという理解が広まる中で、教育の多様化と包摂性を制度的に担保するべく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016 年）が制定された。

その後、「何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」（文部科学省）は大幅に増え、2023 年度調査では、小中学校における不登校児童生徒数が過去最多の 34 万 6 千人あまりに達した。これは、小学生のおよそ 1.7%、中学生の 6.0%に相当する。この傾向は、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない」（文部科学省、2016 年）との理解が後押しをしてもいるだろう。

言うまでもなく、不登校が即「問題行動」ではないし、そのきっかけや背景を学校じたいに見出すこともできる。もちろん、学校に通っているから問題なしとも言えない。とはいえ、不登校の主たる要因が「無気力・不安」であるとの報告（文部科学省委託事業、22）を踏まえれば、本人や家庭など学校外の要因も想定できるから、ここに学校怠学も含まれると見てよいだろう。

こうした把握の上で、学校就学に関わる現行の法制度を確認したい。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負い、義務教育はこれが無償とする」（憲法 26 条 2 項）、「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」（教育基本法 5 条）。

また、「保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする」（学校教育法 17 条 1 項）、「保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う」（同 2 項）とある。

さらに、「第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する」（同 144 条）ことも定められている。

以上から、9 年間の学校教育を子に受けさせることが保護者の法的義務であることは明瞭である。にもかかわらず、この就学義務が必ずしも履行されず、特段の事情がなくとも小・中学校に通わないことが事実上容認される状況が、こんにち見られるのではないだろうか。

さらに、不登校現象は就学義務の不履行に止まらない問題をはらんでいる。というのは、同一年齢人口の約 98%とほとんどの中学生が高校に進学する事実から、義務教育段階の不登校は

高校進学上の不利益にならないという当事者の算段を推測できるからだ。すなわち、学校に通わなければ成績評価を行えないから、進級や卒業が困難となるはずにもかかわらず、学校キャリアの障碍に何らなっていないのが実際である。つまり、不登校現象は学校に在籍する者の履修のあり方を問うものでもあり、この点から、進級卒業に関する法制度とその運用のありようにも目を向けなければならない。

さて、進級卒業に関する規則には、「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない」（学校教育法施行規則 57 条、同 79 条は準用）が該当する。

また、課程の修了又は卒業の認定等に関わる、次の歴史的経緯も確認できる。「学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第二十八条の制度により、卒業の認定は校長が行う。校長が学校の規定した総授業時数に満たない生徒についても適当な方法でその成績を評価することにより卒業を認定することは、あり得ることである。しかし、一般的にいて、第三学年の総授業時数の半分以上も欠席した生徒については、特別の事情のない限り、卒業の認定は与えられないのが普通であろう。」そして「校長が当該生徒につき、認定の結果不可と認めた場合には、規則第二十七条、第二十八条により原級留置は可能である。学校教育法第三十九条は、満一五歳までの就学義務を規定したものであるから、満一五歳をこえて原級に留まった場合には、保護者の就学義務は延長されることにはならない」とした、兵庫県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長回答「課程の修了又は卒業の認定等について」（1953 年 3 月 12 日 委初 28）である。これらを踏まえれば、就学義務が果たされないことだけでなく、進級や卒業がほぼ機械的に認められていることも遵法とは言い難く、これが不登校者数の増加に連なっているとの推論は可能だろう。

以上から、次の仮説が立てられる。すなわち、就学義務に関する現行の法制度が適切に運用されていれば、不登校は基本的に生じにくいはずである。そして、このことが等閑視される一方、起こっている不登校にどう対応すればよいかという不登校問題が盛んに論じられている。くわえて、法制度を軽視するこの姿勢、つまり法治主義からの逸脱は、通学する児童生徒の進級卒業の認定のありようにも連動しており、学校に通うことの価値を下げることに繋がっている、と。

この説明の妥当性を以下、ドイツでの事例を引くことによって確かめたい。

2. ドイツの事例州における就学義務・成績評価・進級卒業の規則

ドイツは連邦制を採り、とくに教育・文化領域は州による独立性が高いため、以下、州に即して考察する。ここでは、ドイツ南西部に位置するバーデン＝ヴュルテンベルク州（Land Baden-Württemberg）を取り上げる。同州は、面積約 35,751 km² でドイツ全 16 州のうち第 3 位の広さ、人口は約 1,120 万人（2023 年時点）、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、バイエルン州に次いで同じく第 3 位の多さである。

（1）就学義務に関する規則

まず、就学義務については同州の学校法（1983 年 8 月制定、2025 年 1 月最終改正）の「義

務教育の開始」(73条)にこう記されている。

- 1) 6月30日までに6歳の誕生日を迎えたすべての子どもは、同年の学年の開始をもって基礎学校への就学義務を負う。同様に、翌年の6月30日までに6歳になる子どもで、保護者によって入学が申請された場合にも、同様の義務が適用される。ただし、第二文の規定は、72a 1項にもとづき、言語支援グループへの参加が義務づけられている子どもには適用されない。
- 2) 基礎学校の修了後は、すべての子どもがその上位の学校に進学する義務を負う。

ここから、義務教育が6歳から始まること、また保護者から入学が申請された場合は、5歳からこれが開始されうる、つまり1年の早期入学が可能なことがわかる。そして、「就学義務、児童生徒児童生徒の義務」(72条)では、次のように規定されている。なお以下、“Schüler”を適宜、児童生徒、児童または生徒と訳す。

1) 就学義務の対象 バーデン＝ヴュルテンベルク州に居住地、通常の滞在地、または訓練所・職場を有するすべての子どもおよび青少年は、就学義務を負う。学校監督庁は、14歳以上の外国人青少年について、特に困難な事情があるときには、申請にもとづき、義務教育期間が近く終了し効果的な支援を期待できない場合などを理由に、中等教育学校および職業学校への就学義務を一時的あるいは恒久的に免除することができる。本文の最初の「就学義務を負う」には、亡命申請によりこの州での滞在が認められている者や、国外退去が猶予されている者も含まれる。これには、本人が要件を満たしていない場合であっても、保護者の一方が該当していれば適用される。この場合、外国からの転入後6か月で就学義務が開始し、出国義務が履行されるまで継続する。

2) 就学義務の構成 就学義務は以下に分類される。

基礎学校およびその後の中等学校への通学義務

職業学校への通学義務

なお、特別支援教育・相談センターへの通学も、就学義務の履行と見なされる。

3) 就学義務の内容

就学義務には、次のものを含む。

授業およびその他必修の学校行事への定期的な出席

校則の遵守

これらの義務は、(学校に在籍している限り一筆者補足) 就学義務のない児童生徒に対しても同様に適用される。

3a) 顔の覆いに関する規則

公立学校の児童生徒は、学校行事¹⁾において顔を覆うことを禁じられている。ただし、法律または法令により必要な場合を除く。校長は個別のケースにおいて、教育上または健康上の理由から、第一文の前半部分の例外を認めることがある。

4) 就学義務の履行方法

就学義務は、ドイツ国内の学校への通学によって履行しなければならない。例外的な措置については、学校監督庁が判断する。

5) 青少年刑務所における就学義務

少年刑務所に収容されている就学義務を有する者は、そこに設置された学校に通学する義務がある。

6) 国際法上の例外

国際法上の条約や国家間協定は、これらの規則によって変更または制限されない。

なお、同法 21 条には、自宅学習（Hausunterricht）について示されており、「長期的な疾病のために学校に通学できない義務教育対象の児童生徒および青少年には、適切な範囲で自宅学習が提供される。情報技術にもとづくシステムの利用および、それに伴う個人データの自動処理は許可される」と、例外規定²⁾も設けられている。

(2) 成績評価に関する規則

児童生徒は、学校に通学して授業ほか教育を通じて成績評価を受けることになる。そして、進級卒業の判断のもととなる評価については、「成績評価に関する教育省令」（1983 年 5 月制定、2025 年 2 月最終改正）にて次のように定められている。

第 5 条 成績評価

1) 評価の段階 児童生徒の学業成績は以下の点数で評価される。

sehr gut (1) = 非常に良い

gut (2) = 良い

befriedigend (3) = 満足

ausreichend (4) = 十分

mangelhaft (5) = 不十分

ungenügend (6) = 不可（まったく不十分）

2) 各点数の意味

「非常に良い（1）」→ 成績が特に高い水準で到達目標に合致している場合に与えられる。

「良い（2）」→ 成績が到達目標に完全に合致している場合に与えられる。

「満足（3）」→ 成績が全般的に到達目標に合致している場合に与えられる。

「十分（4）」→ 成績に不足している点を認めるものの、全体として到達目標にまだ合致している場合に与えられる。

「不十分（5）」→ 成績が到達目標に合致していないが、基本的な知識は認められ、近い将来に改善が可能と見られる場合に与えられる。

「不可（6）」→ 成績が到達目標に合致せず、基本的知識も極めて不十分であり、近い将来に改善が見込めない場合に与えられる。

3) 評価の際の配慮事項

評価の際には、学校種の特性、評価の種類（筆記・口頭・実技など一筆者補足）、使用を許可された補助教材（辞書、計算機など一筆者補足）の有無、児童生徒の年齢段階を考慮しなければならない。第 2 項の「到達目標」という用語は、教育課程または指導計画に定められた基本的理念、コンピテンス、目標および内容に関してであり、とりわけ要求される

知識・技能・能力を、どの程度、自主的、正確、過程に即して適用できるかという点や、その成果の表現の仕方に関連するものである。(後略)

4) 通知表における表記

前期および学年末の通知表および修了証書・卒業証書・試験証明書には、小数点なしの整数の点数(1～6のみ)が用いられる。

(3) 進級卒業に関する規則

こうした成績評価を受けつつ児童生徒は教育課程を進むが、進路が分かれる中等教育の前段階である、基礎学校での進級卒業に注目しよう。「基礎学校における進級に関する教育省令」(1983年1月制定、2025年2月最終改正)では、以下のことが定められている。

第1条 進級の要件

1) 児童は、進級に関する判断なしに1学年から2学年に進級する。これ以外の場合は、成績にもとづき、当学年全体の要件を満たし、次の学年の要件を満たすことが期待できる児童生徒のみを次の学年に進級させる。また、学年会議において、成績が進級には一時的に不十分だが、移行期間を経れば次の学年の要件を満たすことができるだろうと結論を得た場合も、進級させるものとする。

2) 1)の二文目の進級の要件は、以下の場合に満たされる。

1. (年間2回の一筆者補足) 通知表において、ドイツ語および数学のいずれの教科においても「不可」の評定を受けず、かつこれら複数の教科において「不十分」の評定を受けなかった場合、2学年から3学年に進級する。

2. 通知表において、ドイツ語、数学および「統合的教科(事実教授)」(Sachunterricht)において、「十分」の評定が少なくとも2回以上、「不十分」の評定が1回以下の場合、3学年から4学年に進級する。

3) 進級あるいは留年(原級留置)のいずれかを、通知表に記載する。

第2条 進級できない恐れのある児童の通知

1) 2学年から4学年までのドイツ語、数学、3学年からの「統合的教科(事実教授)」の各教科を教員ひとりだけで担当している場合、その教員は、進級できない恐れのあると思われるすべての児童について、通知表が手渡される6週間前に校長に文書で通知しなければならない。校長または校長が任命した教員は、その児童の授業における達成について十分な把握をしておかなければならず、その内容については、学年会議が判断する前に報告されなければならない。

2) 1学級または2学級で編成される学校(極小規模校のこと一筆者補足)においては、州教育局に通知の届け出がなされなければならない。州教育局または同委任を受けた者は、児童生徒の授業における達成に関して十分な把握をしておかねばならない。留年の決定は、州教育局またはその権限を有する代理人と協議した後になされるべきものとする。

第3条 進級判定の保留

学年会議は、進級に関する判断を最長で次の学期末まで保留し、成績通知表の発行を見送ることができる。ただし、それは次のいずれかの理由により児童の成績評価に必要となる十分な判断材料が欠けていると認められる場合に限られる。

- 1) 児童が自らの責任によらない事情により、学期の途中で転校を余儀なくされた場合、または、
 - 2) 8週間を超える病気のために授業に出席できなかった場合、または、
 - 3) その他、児童の責任によらない特に重大な理由により、学力向上が著しく阻害された場合、
- 通知表には、成績の代わりに次の文言を記載する。「進級判定は進級規則第3条にもとづき保留中。」最終的な進級の決定がなされるまで、児童生徒は次の学年の授業に参加することとする。

第4条 学年の飛び級

- 1) 例外的な場合、児童は保護者の同意のもとで、以下の各項に従い最大で2学年まで飛び級できる。
- 2) 精神的発達が非常に進んでおり、第1学年への就学が教育上適切でないと判断される児童は、第2学年から就学させることができる。この決定は校長が行い、必要に応じて心理学的な専門的所見を求めることができる。
- 3) 学業成績全体が非常に優れており、現在の学年に留まることが教育的にふさわしくないと判断される児童は、通常、1～3学年の1学期の終了時点で1つ上の学年へ、または1～2学年の学年末に2つ上の学年へ進級（飛び級）することができる。この決定は学年会議が行う。この際、飛び級先の学年の教員も助言的立場で学年会議に参加する。
- 4) 学業成績全体が非常に優れており、基礎学校に留まることが教育的に不適切と判断される児童については、3学年の前期終了時に、教育的総合評価（（もし義務教育期間中であれば、能力に適した別の学校に通わなければならないという一筆者補足）88条3項第一文に拠り）を実施し、3学年の終了時に、4学年を履修せずとも基礎学校の目標を達成したと認定できる。この判断は学年会議が行うとともに入学規則を適用する。

以上の諸規則から、次のことが確かめられる。第一に、ドイツの事例州では学校への就学義務が児童生徒に課されており、移民・難民の子どもも対象である。これは、国民のみを義務教育の対象にし、また子の保護者に対する就学義務を定める日本と異なる。

第二に、進級卒業に関わって留年（原級留置）、保留、飛び級についての詳細な規則が定められている。同様に成績評価についても、6段階で点数が定められその基準が明示されている。これらから、「卒業の認定は校長が行う」というまったく概括的な記述に留まる日本と違って、ドイツでは学校裁量の余地と各教員の「教育上の自由」が比較的限られているといえるだろう。

3. 成績評価・進級卒業の規則の運用

上記のように成績評価とこれに伴う進級卒業の基準が定められているが、それはいかに運用

されているのだろうか。

各学校での実態を知ることにはできないが、州全体さらにドイツ全体の量的状況を確認することはできる。表1と表2は、ドイツ連邦統計局のデータベース DESTATS に収められている資料にもとづき、最近2年間の学年ごとに留年となった児童生徒数とその全体に占める割合を整理したものである。

これらから、すべての学年を合わせると事例州で1万5千人弱、全ドイツでおよそ14万7千人の児童生徒が毎年、留年になっており、また、初等教育段階（1～4学年）に限れば、1～2学年では見られないものの、3～4学年でわずかながら留年する子どものいることがわかる。それは全体の1%台で、必ずしも高いとは言えない。

とはいえ、成績評価の基準にもとづき留年措置が実際に取られ、事例州では約2千人、全ドイツでは1万5千人ほどの児童が、次の学年に進級できなかった、つまり、前述の諸規則は記されているだけでなく実際に運用されており、進級卒業が自動的にには行われていないことは注目すべきだろう。

なお、留年すると取得が困難になる、9年間の義務教育課程を修了したことの証明、基幹学校修了資格（Hauptschulabschluss）³⁾を得ないままに義務教育年限を終える、つまり学校を去る者がどれほどいるかについても見ておきたい。Bertelsmann 財団の調査（2023, S.13）には、州ごとの結果が示されており、2020年では4.3%（Hessen州）から10.2%（Sachsen-Anhalt州）、2021年では5.1%（Bayern州）から10.0%（Bremen州）と2倍ほどの違いがあるが、これを全ドイツについて見ると、図のようである。なお、その実数は2020年で45,070人、2021年で47,490人となっている。

表1 学年別の留年した児童生徒数とその割合
(バーデン=ヴュルテンベルク州)

学年	2022/23年度					2023/24年度				
	男子	女子	計(a)	全児童 生徒数(b)	(a)/(b)	男子	女子	計(a)	全児童 生徒数(b)	(a)/(b)
1学年	0	0	0	106678	0.0%	0	0	0	114588	0.0%
2学年	0	0	0	101950	0.0%	0	0	0	103654	0.0%
3学年	769	648	1417	99308	1.4%	790	700	1490	102149	1.5%
4学年	339	283	622	98504	0.6%	289	222	511	98221	0.5%
5学年	452	283	735	99940	0.7%	384	246	630	101457	0.6%
6学年	733	481	1214	101278	1.2%	721	475	1196	101753	1.2%
7学年	1221	734	1955	103169	1.9%	1194	832	2026	103515	2.0%
8学年	1484	1015	2499	102546	2.4%	1434	1075	2509	103995	2.4%
9学年	1802	1334	3136	103587	3.0%	1941	1424	3365	102613	3.3%
10学年	488	412	900	55320	1.6%	405	398	803	55894	1.4%
11学年	460	442	902	37307	2.4%	535	514	1049	37155	2.8%
12学年	475	473	948	34260	2.8%	510	521	1031	33678	3.1%
13学年	146	114	260	30607	0.8%	166	136	302	30951	1.0%
不明	0	0	0	59737	0.0%	0	0	0	60773	0.0%
合計	8369	6219	14588	1134191	1.3%	8369	6543	14912	1150396	1.3%

図1から、この10年ほどの割合はおよそ6%、義務教育期間を終えたからといって、それが即、当該教育課程の修了を意味しないことが明らかである。そして、この教育修了資格を持たないと、上位の学校への進学はできない。このことは、「第二卒業式」とも称される、不登校の生徒に対する儀式が中学校で行われている日本と好対照だろう。

表2 学年別の留年した児童生徒数とその割合（全ドイツ）

学年	2022/23年度					2023/24年度				
	男子	女子	計(a)	全児童 生徒数(b)	(a)/(b)	男子	女子	計(a)	全児童 生徒数(b)	(a)/(b)
1 学年	0	0	0	819707	0.0%	0	0	0	838735	0.0%
2 学年	0	0	0	833054	0.0%	0	0	0	865864	0.0%
3 学年	5078	4551	9629	784979	1.2%	5236	4990	10224	808948	1.3%
4 学年	2740	2396	5139	752989	0.7%	2609	2291	4905	771743	0.6%
5 学年	6125	4024	10152	754199	1.3%	5999	4199	10190	763886	1.3%
6 学年	8669	5723	14392	770214	1.9%	8433	5722	14155	776865	1.8%
7 学年	11306	8137	19446	768918	2.5%	10553	7670	18218	777644	2.3%
8 学年	13456	10005	23464	771258	3.0%	13243	10012	23260	783497	3.0%
9 学年	17512	13669	31181	787093	4.0%	17549	13743	31289	783496	4.0%
10 学年	7144	6183	13327	509582	2.6%	6960	6238	13201	577291	2.3%
11 学年	4654	4540	9194	296376	3.1%	4905	4686	9591	265719	3.6%
12 学年	4401	4386	8787	310093	2.8%	3794	3791	7585	274667	2.8%
13 学年	2117	1706	3823	280855	1.4%	2179	1851	4025	281408	1.4%
不明	145	108	253	254030	0.1%	232	196	428	249721	0.2%
合計	83355	65429	148784	8693344	1.7%	81685	65389	147074	8819489	1.7%

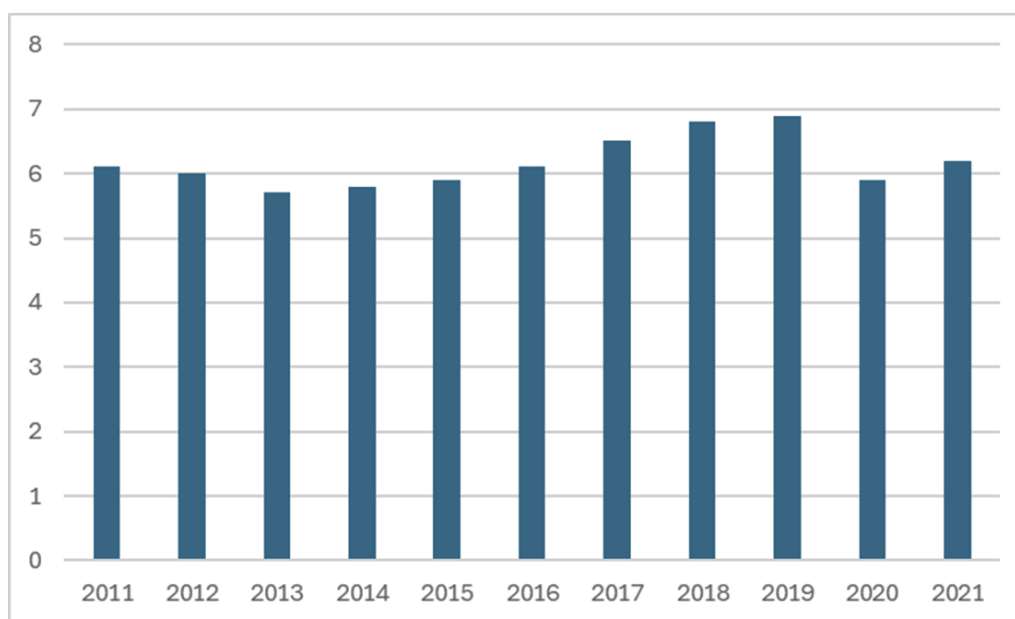


図1 基幹学校修了資格を得ずに学校を去る生徒の割合（%）の推移

4. 前期中等教育への進路選択に関する規則

以上、就学義務の対象と内容、進級の基準および成績に関する規則とその運用状況を見た。さて、基礎学校を終えた子どもは5学年からの中等教育に進むが、そこでは成績評価にもとづく進路の分化が次のように図られている。これを定める学校法を見てみよう。

88条 進路選択

(1) 基礎学校修了後の進学先は、保護者が決定する。ただし、生徒が成年（18歳以上）に達している場合は、本人が自ら決定する。

(2) 以下の学校種には、適性および成績にもとづき進学にふさわしいと認められる児童生徒のみが入学を許可される。

Hauptschule（基幹学校）、Werkrealschule（職業実科学学校）、Realschule（実科学学校）、Gymnasium（ギムナジウム）⁴⁾、Kolleg（成人向け高等学校）、Berufsfachschule（職業専門学校）、Berufskolleg（職業短期大学）、Berufsoberschule（職業高等学校）、Fachschule（専門学校）

(3) 保護者が基礎学校修了後の進路を決めるに際しては、

1. 第4学年の成績および教科を横断するコンピテンスにもとづき学年会議で作成された「教育的総合評価（Pädagogische Gesamtwürdigung）」

2. バーデン＝ヴュルテンベルク州教育分析研究所（Institut für Bildungsanalysen）による「コンピテンス測定（Kompetenzmessung）」

普通教育ギムナジウムの入学に必要な条件は、以下のいずれかである。

1. 上記1において「ギムナジウムへの進学の推薦」⁵⁾を受けていること

2. 上記2のコンピテンス測定にて十分な成績を収めていること、および、保護者がギムナジウムへの進学を希望していること。なお、上記2つの条件を満たさない場合でも、州教育分析研究所によって実施される「潜在力テスト（Potenzialtest）」の結果が良好であれば、ギムナジウムへの進学が認められる場合がある。このテストは、ギムナジウムで求められる能力に照らして測定される。

(4) 保護者は入学手続きの一環として、次のいずれかを提出する必要がある。

上記(3)第1項の教育的総合評価にもとづく推薦書、あるいは、基礎学校から提出される能力測定の結果に関する書類

(5) 以下の手続きは、教育省による法令で定められる。

教育的総合評価、州の統一的なコンピテンス測定、潜在力テスト、学校の受け入れ、普通教育ギムナジウム入学に必要な条件、学年会議による推薦書の内容。また、教育省は法令にもとづき、第107条aに規定されたドイツ＝フランス二か国語基礎学校からの進学手続きや(3)の例外規定を設けることもできる。

(6) (2)に挙げられる学校において十分な能力または成績を示すことのできない生徒は、その学校を退学となる。ただし、就学義務が残っている場合は、本人の能力に応じた別の学校に通学しなければならない。なお、第15条第4項にもとづく「目標の異なる個別指導（ziendifferenter Unterricht）」を受けている生徒については、この条項の適用は除かれる。

(7) 児童が学校所在地に住んでいないことを理由に、(2) の諸学校または共同学校 (Gemeinschaftsschule) への入学を拒否してはならない。ただし、以下の条件を満たす場合、同じ学校種の別の学校に振り分けることは可能である。該当学区内で学級や学習グループの人数の均衡を図る必要がある場合、学校の受け入れ能力が限界に達している場合、新たな学級や学習グループの編成を避ける必要がある場合。このような振り分けは「児童にとって受忍できる範囲」と学校監督庁が判断した場合に限り適用される。その際、保護者の意見を事前に聴取することが義務づけられている。

また、上記 (3) にある教育的総合評価に関しては、「基礎学校を基盤とする中等教育段階への進学に関する教育省令」(2025 年 2 月制定) に、次のことが記されている。

第 1 条 教育的総合評価

(1) 第 4 学年の前期終了時、遅くとも 2 月 10 日までに基礎学校は、学年会議の決定にもとづき、学校法 88 条 3 項 1 号に従い教育的総合評価を行う。

(2) 教育的総合評価には、とくに第 4 学年の学校の成績および教科横断的コンピテンスに関わる評価が反映される。これには、第 6 条第 1 項第 4 文にもとづくコンピテンス測定も考慮される。教育的総合評価は、教員による児童の継続的かつ多角的な観察にもとづき行われる。

(3) 教育的総合評価の結果、進学に適した学校種と、学校法 35 条 4 項第 2 文にある「学力水準 (Niveaustufe)」の推薦が行われる。この推薦は、上位の学校での到達目標およびそこの学力水準を予測してなされる。

各学力水準は以下の通り。

Niveau G (基礎水準) : 基幹学校修了資格につながる。

Niveau M (中程度水準) : 実科学校修了資格 (中等教育修了資格) につながる。

Niveau E (拡張水準) : 大学入学資格につながる。

(4) 各教科での成績がいずれの学校種と学力水準に適合すると判断されたのち、進学先と学力水準に関する推薦が行われる。たとえば、大学入学資格を目指す「拡張水準」の要件を満たすと判断されるのは、通常、4 学年の前期の通知表において、ドイツ語と数学の成績の平均が少なくとも「良い～満足 (2.5)」であり、かつこれらの教科のいずれもが「満足 (3.0)」未満ではない場合である。また、「中程度水準」の推薦は、これらの教科の成績平均が少なくとも「満足 (3.0)」以上であり、いずれの教科も「満足～十分 (3.5)」以上である場合に行われる。

(5) 実科学校または共同学校において実科学校修了資格に導く「中程度水準」への推薦は同時に「基礎水準」への推薦も含む。また、ギムナジウムまたは共同学校における大学入学資格への推薦 (「拡張水準」の推薦—筆者注) は、実科学校修了資格および基幹学校修了資格への推薦も含む。

(6) 教育的総合評価を行う学年会議の議長は、校長が務める。校長は議決権を持ち、賛否同数の場合は校長が決定する。

このように、中等教育への進学に際しての基準と手続きは明らかである。そこでは基礎学校からの推薦や学力テストの結果を伴い、3 種類の学力水準に分類される。普通教育ギムナジウム、

あるいは実科学校への進学を希望する場合は、それぞれの学校が要求する成績水準に達している必要がある。つまり、基礎学校での評価や推薦が前提とされる一方、その詳細は教育省によって定められかつ、州研究所による測定やテストも併用されるなど、各学校と教員の裁量は限定的である。

この文脈において子どもの進路選択は、児童の保護者の意向を受けつつも、州レベルで設定された公的な評価基準にもとづき、子どもの社会的分化を図るものである。すなわち、キャリアの形成は個人のものとすると同時に、社会的性格を帯びるものでもあることを明確に示している。

かくも、学校に通うことは個人の問題にとどまらず社会的な問題でもあるという理解が見られる。この点で、「子どもの登校は権利なのに、なぜ登校しないと責められたり、登校を強制されたりするのでしょうか」（奥地、36）という主張は、「子どもの教育を受ける権利」論と親和性が高い一方、子どもが学校に通うことの社会性を見逃しがちである。「義務教育への間違った認識は、今でも生じています。もし勘違いしている大人や子どもがいたら「権利」の意味を、選挙権と比べて考えるとわかりやすい、と教えてあげてはどうかと思います」（奥地、35）とも記されているが、それは、就学することの社会的意義、つまり教育の外部性を軽視した「義務教育への間違った認識」と言うこともできる。

5. 結論

以上の検討から、事例州に見られるドイツでは学校に通うことに関わる規則が細かく定められ、児童生徒の学校キャリアの過程が明確に整備されていることがわかる。すなわち、一方に学校に通学すること、成績評価にもとづき進級卒業し、中等教育への進路選択について詳細に定めるドイツがあり、もう一方に医学的な所見を伴わない「無気力・不安」等を理由にした不登校が広範に認められ、各学校の裁量が大きく成績評価や進級卒業の基準が事実上存在せず、法律にもとづく運用も行なわれていない日本がある。この両者はまったく対照的である。

つまり、ドイツでの学校就学、成績評価、進級卒業、進路選択は、個人の学校経験がすぐれて社会的でもあるとの理解にもとづきデザインされている。すなわち、正当な理由のない学校欠席すなわち不登校は認められず、そうなった場合は留年や教育修了資格を得られないという不利益が生じることも想定内という仕掛けになっているのである。

もちろん、法制度に従って無理やりにでも子どもを学校に通わせること、また成績を厳格に評価して進級卒業を認めること、さらに、義務教育年限が尽きて教育修了資格を得ないままに学校を去る生徒のいることが「教育的配慮」に適っているかどうかは、別の次元の問いである。こうした価値観の違いを背景に、学校に通うことに関わる当事者間の葛藤を数多く見出すこともできる。このことは、別稿で扱いたい。

注

- 1) ここでの学校行事とは、授業を含む学校生活全般に及ぶことが明らかである。「学校法は、公立学校での学校行事において顔の覆いを明確に禁止する条項を追加することで、とくに授業での教員と生徒との間の開かれたコミュニケーションを確保することを目的としている。効果的な授業は、コミュニケーションを基盤としており、その際に表情の認識が本質的な要素となる」という州教育省の説明がある (https://beteiligungsportal.baden-wuerttemberg.de/de/mitmachen/lp-16/gesichtsverhuellung-an-schulen?utm_source=chatgpt.com、2025年8月12日最終確認、以下、Web ページについては同様)。
- 2) 学校への就学義務については、ドイツ放送の記事「教育の自由 ドイツにおける学校への就学義務-意味があるのか?」(2024年9月29日)が、「連邦憲法裁判所も同じように見ており、『学校こそが、異なる文化が共にうまくやっていかなければならない唯一の場所である』と、我々の文化の中で位置づけている」との教育学者 Heinz-Elmar Tenorth の言を引いている (https://www.deutschlandfunk.de/schulpflicht-deutschland-100.html?utm_source=chatgpt.com#pro-schulpflicht)。
- 3) 基幹学校修了資格は、9年間の教育課程を修めたことを証明する、州による国家的資格であり、9年間の義務教育期間を通学したこととは意味が異なる。1度だけの留年であれば、基幹学校10学年に在籍して同資格取得を目指すことができる。このほか、普通教育学校を去り、職業準備年 (Berufsvorbereitungsjahr: BVJ) 用のクラスに通学して、教育修了資格を得るべく支援を受けることもできる (藤田、35)。
- 4) ここでのギムナジウムは、学校制度としての意味であり、教育課程に即すると、5学年からの8年間または9年間の普通教育ギムナジウム (allgemein bildendes Gymnasium) と、8学年から6年間、または11学年から3年間の経済・経営系、技術・工学系、栄養・社会・保健系といった職業ギムナジウム (berufliches Gymnasium) に分けられる。
- 5) ここでいう推薦 (Empfehlung) は、あくまで基礎学校からの助言的な提案であり、保護者の判断を尊重する形で提示されるものである。ただし、本文に述べるように、希望する学校種によっては、成績評価にもとづく明確な基準が存在する。

文献

- 奥地圭子『明るい不登校—創造性は「学校」外でひらく』NHK出版新書、2019年
- 公益社団法人 子どもの発達科学研究所・浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター『文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究報告書』2024年3月公表
- 田中吉弘「行政刑法と秩序罰—ナチス経済刑法の歴史的考察」『一橋法学』第14巻第3号、2015年、pp.985-1016
- 藤田恭子「ドイツにおける職業教育の現状と課題—難民の社会統合の視点から—」『東北大学大学院 国際文化研究科論集』第28号、2020年、pp.31-42
- 文部科学省「不登校児童生徒児童生徒への支援の在り方について (通知)」(2016年9月14日)

Bertelsmann Stiftung (Hrsg.), Klaus Klemm, Jugendliche ohne Hauptschulabschluss
Demographische Verknappung und qualifikatorische Vergeudung, 2023

Statistisches Bundesamt, Destatis (<https://www-genesis.destatis.de/datenbank/online/statistic/21111/table/21111-0005>)

以下、バーデン＝ヴュルテンベルク州教育省 (Kultusministerium Baden-Württemberg) 関係規則
Schulgesetz für Baden-Württemberg (SchG) in der Fassung vom 1. August 1983

Verordnung des Kultusministeriums über die Versetzung an Grundschulen
(Grundschulversetzungsordnung) Vom 30. Januar 1984

Verordnung des Kultusministeriums über die Notenbildung (Notenbildungsverordnung,
NVO) Vom 5. Mai 1983

Verordnung des Kultusministeriums über die Aufnahme an den auf der Grundschule
aufbauenden Schularten (Aufnahmeverordnung) Vom 4. Februar 2025